令和7年度
公益財団法人千葉市保健医療事業団
事業計画書

公益財団法人千葉市保健医療事業団

令和７年度事業計画書

第１　事業活動方針

地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与することを基本目標とし、千葉市の施策と市民ニーズに基づき、次のとおり各種事業を推進する。

第一に、地域における救急医療体制を充実するため、千葉市休日救急診療所の指定管理者として医療サービスの向上・効率化を図るとともに、休日・夜間二次医療機関の確保を図る。

第二に、看護師不足に対応し、高度化・多様化する医療や看護に適切に対応する技術と知識を修得した看護師を養成するため、千葉市青葉看護専門学校の適切な運営を行う。

第三に、市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる「健康なまち」を実現するため、千葉市の施策に基づき、市民の健康に関する知識の普及・啓発に努める。

第四に、超高齢化社会の進展に対応した「地域完結型」の医療体制を構築するため、医療と介護の連携を支援する取り組みを行う。

第五に、「千葉市総合保健医療センター」全体の管理を行い、もって市民の健康管理に寄与する。

第２　事業内容

１　公益目的事業

（１）　千葉市休日救急診療所管理運営事業（指定管理事業）

千葉市休日救急診療所の管理運営を千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会等の協力を得て実施する。

なお、本事業については、令和５年度から令和９年度までの５年間、指定管理者として千葉市より指定を受けている。

ア　休日救急診療（年間７３日）

日曜・祝日及び年末年始における初期（一次）救急診療を行う。

診　療　日	診 療 時 間	診　　療　　科　　目
日曜日・祝日 年末年始	午前９時から 午後５時まで	内科・小児科・外科・整形外科 耳鼻いんこう科・眼科・歯科

イ　要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療（年間４３日）

一般の歯科診療所での治療が難しい「要介護高齢者と心身障害者（児）」の歯科診療を行う。

診　療　日	診　　療　　時　　間	受 診 方 法
木曜日	午前９時３０分から午後０時３０分まで	予　約　制

ウ　調剤業務

休日救急診療及び要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療に伴う調剤業務を行う。

エ　災害時医薬品等備蓄事業

千葉市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に医療救護活動が迅速かつ円滑にできるよう、休日救急診療所の医薬品・診療材料等の備蓄管理を行う。

（２）救急医療確保対策事業（受託事業）

千葉市からの受託により、休日や夜間の救急患者に対応するため、医療機関の確保や在宅による産婦人科当番医制の実施と、テレフォンサービスによる診療案内等を行う。

ア　産婦人科在宅当番医制

市内の産婦人科を標榜する医療機関の輪番により、休日等の産婦人科の急病患者に対する初期診療を実施する。

イ　テレフォンサービス

区　　分	電　話　番　号	案　内　日	案　内　時　間
千葉市休日救急診療所	（２４４）５３５３	日曜日 祝　日 年末年始	午前８時００分から 午後４時１５分まで
産婦人科休日緊急当番医	（２４４）０２０２		午前８時００分から 午後５時００分まで
夜間開院医療機関案内	（２４６）９７９７	上記を除く	午後５時３０分から 午後７時３０分まで
夜間外科系救急当番医療機関案内	（２４４）８０８０	毎日	午前８時００分から 翌日午前６時００分まで

ウ　二次救急医療機関確保（病院群輪番制）

市内医療機関の協力を得て、内科、小児科及び外科等、６科を休日及び夜間の二次救急医療機関として確保する。

（単位：施設）

区	分	内　科	小児科	外　科	整形外科	耳鼻いんこう科	産婦人科
休日の二次救急医療機関	協力病院数	18	3	10	9	5	4
	１日当り待機数	2	１～2	1	1	1	1
夜間の二次救急医療機関	協力病院数	16	1	—	—	—	4
	１日当り待機数	2	1	—	—	—	1

エ　年末年始初期診療医療機関確保

年末年始における急病患者の増加に対応するため、在宅による初期診療医療機関（内科２・小児科１）の確保に努め、休日救急診療所と合わせて初期診療の拡充を図る。

オ　夜間外科系救急医療機関確保

夜間の外科系患者（一般外科・消化器外科・整形外科）に対応するための初期診療（１医療機関）及び後方支援医療機関（１医療機関）の確保を図る。

区	分	外　科・整形外科
夜間外科系救急医療機関	協力病院数	１６
	1日当り待機数	２（初期１・後方支援１）

（３）　看護師養成事業（自主事業）

高齢化の進展や医療の高度化・多様化等に伴い、需要が増大している看護師を育成し、市内の医療機関等へ安定的な供給を図る。

ア　教育理念

あらゆる対象を尊重し、地域社会と共生できる専門職業人としての看護の実践者を育成する。

イ　教育目的

看護師として必要な基本的専門知識及び技術を教授し、地域社会における対象の健康と暮らしを支える看護の実践者を育成する。

ウ　定員

看護学科（３年課程）　２４０名（1年生８０名　2年生８０名　3年生８０名）

エ　学生確保

・希望者が増加傾向にある推薦入学試験においては、指定校推薦枠の見直しを行い、優秀な学生の確保を図る。一般入学試験については、募集期間をⅠ期とⅡ期に分け、さらに社会人入学試験枠を設けるなどして応募の機会を増やす。

・より多くの出願者獲得に向け、時間や場所を問わずに出願できるインターネット出願サービスを導入し、受験生の負担を軽減し手軽に出願できる環境を整える。

・国の修学支援新制度や専門実践教育訓練給付制度の活用により入学希望者の裾野を広げ、社会人を含めた学生確保に努める。

・学校ホームページの充実、進学サイトの活用、社会人及び保護者を対象とした学校説明会やオープンキャンパスの開催、高等学校が行う進路ガイダンスへの参加など広報活動を通して本校の魅力を積極的に発信していく。

オ　市内就職率向上の対策

・学生の就職支援並びに市内就職の促進を図るため、千葉市立両病院を始めとする実習施設に加え、その他の市内医療機関にも参加を呼びかけ、就職説明会の拡充を図る。

・卒業後、千葉市病院局又は千葉市内で看護職として従事する強い意志を有することを要件とした入学試験を実施するとともに入学後においても本校の設立主旨を強く伝え、市内就職率の向上を図る。

カ　主な学校行事

月	行　　事
４月	入学式、入学ガイダンス、新入生交流会、防災訓練
５月	戴帽式
６月	ホームカミングデー
７月	学校説明会、芸術鑑賞
８月	オープンキャンパス（２回実施）
９月	学校祭
１０月	推薦入学試験（公募・指定校）
１１月	千葉県看護学生研究発表会
１２月	一般入学試験（Ⅰ期）、社会人入学試験、就職説明会
２月	看護師国家試験、一般入学試験（Ⅱ期）
３月	卒業式

（４）健康づくり推進事業（自主事業）

千葉市、健やか未来都市ちばプラン推進協議会と共同で「市民健康づくり大会」を開催することにより、健康づくりに関する市民活動を推進し、健康思想の普及啓発を図る。

（令和７年度来場者数　　目標１，０００人）

（５）救急医療知識の普及啓発事業（自主事業）

今後、ますます増加することが予想される救急医療需要に対処するため、救急医療知識の普及啓発を行う。

（令和７年度パンフレット配布予定数　２，０００冊）

（６）訪問歯科診療事業（受託事業）

在宅の要介護の方、又は認知症グループホームや有料老人ホームに入所され、通院が困難な歯科診療の機会に恵まれない方々の心身の健康の保持促進を図るため、千葉市歯科医師会の協力を得て訪問歯科診療を実施する。

（令和７年度　予定件数　１００件）

（７）在宅医療・介護連携支援事業（受託事業）

在宅医療と介護の連携を支援するため、アンケートやヒアリング等により、市内の医療・介護・福祉資源の把握を行うとともに、医療と介護の連携等に対する要望や相談に電話等で対応する。

また、「医療・介護・福祉等専門職向けの医療・介護連携に関する相談窓口の運営」に必要な情報を収集するため、定期的に職能団体や関係機関に対しヒアリング等による調査を実施する。

更に、地域の医療、保健、介護、福祉分野の連携や看護の質の向上を図るため、「地域

連携室連絡会」や「看看連携を考える会」など研修会の開催を支援する。

（目標相談件数：７００件、関係機関会議・研修会等：２５０回参加）

２　収益事業等

（１）千葉市総合保健医療センター施設管理事業（受託事業）

建物管理上必要な設備点検及び機器保守を行うと共に、運営上発生する異常、故障等にも千葉市と連携し早期に対応を図ることで施設の安全管理に努める。

また、空調・照明等についても経済性・効率性に留意し、千葉市総合保健医療センター施設の管理運営を行う。

千葉市総合保健医療センターの大規模改修工事計画実施に際し、千葉市及び建築関係機関に対し、人的なバックアップ等で積極的に協力し、改修工事の円滑な進捗に寄与する。

３　経営改善への取り組み

平成２４年に千葉市外郭団体等経営見直し指針が策定され、外郭団体に対する市の関与のあり方が大幅に見直されることとなった。

また、平成２０年に施行された公益法人改革３法に基づき、本事業団は平成２４年度より公益財団法人として新たなスタートを切っている。

このような状況下において、第５期となる経営改善計画（令和７年度～令和１１年度）により、引き続き千葉市の「千葉市外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」に照らして、経営の効率化・安定化に向けた取組を行うほか、情報システムの見直しや持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行うこととする。